

答 申 情 第 1 7 2 号
令和5年12月27日

京 都 市 長 様

京都市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 北 村 和 生
(事務局 総合企画局情報化推進室情報管理担当)

京都市情報公開条例第18条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和5年1月20日付け保障第673号をもって諮問のありました下記のことについて、
別紙のとおり答申します。

記

苦情申出窓口第三者委員の選定手順を記す文書の不存在による非公開決定事案（諮問情
第273号）

1 審査会の結論

処分庁が行った不存在による非公開決定は妥当である。

2 審査請求の経過

- (1) 審査請求人は、令和4年9月27日に、処分庁に対して、京都市情報公開条例第6条第1項の規定により、「「苦情申出窓口」の設置について」に於いて「第三者委員」と書かれているので第三者委員を選定する手順を記す公文書の公開を請求した（以下「本件請求」という。）。
- (2) 処分庁は、第三者委員の設置は法令等に基づいて行っており、選定する手順を記した公文書を取得、作成していないことを理由に、不存在による非公開決定処分（以下「本件処分」という。）をし、令和4年10月12日付けで、その旨及び理由を審査請求人に通知した。
- (3) 審査請求人は、令和4年12月23日に、本件処分を不服として、行政不服審査法第2条の規定により、本件処分の取消しを求める審査請求をした。

3 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

4 処分庁の主張

弁明書及び審査会における職員の説明によると、処分庁の主張は、次のとおりであると認められる。

- (1) 京都市発達障害者支援センターかがやきの運営について
京都市発達障害者支援センターかがやき（以下「かがやき」という。）は、発達障害のある方とその御家族が地域で安定して生活ができるように支援するセンターであり、「相談支援」、「就労支援」、「発達支援」、「普及啓発・研修」の4つの機能を併せ持つセンターとして平成17年11月に開設し、その運営を社会福祉法人京都総合福祉協会へ委託して事業を実施している。
かがやきは子ども若者はぐくみ局児童福祉センターの一部門に位置付けられているが、平成31年4月から事務分掌の一部が改正され、かがやきの業務のうち「発達障害者支援センターに関すること」については、保健福祉局障害保健福祉推進室において担当することになった。
かがやきでは、利用者等から寄せられる苦情等の解決の体制や方法、手順等を規定した「「苦情申出窓口」の設置について」をホームページに掲出し、周知している。
- (2) 本件請求に係る公文書について
本件請求は、かがやきのホームページ「「苦情申出窓口」の設置について」の中で記載されている第三者委員について、当該委員を選定する手順を記した公文書を求めたものである。
- (3) 本件請求に係る文書が存在しないことについて

かがやきでは、「苦情申出窓口」の設置について」に記載しているとおり、発達障害者支援センター運営事業実施要綱（平成17年7月8日付け障発第0708004号）の規定に基づき苦情申出窓口を設置し、苦情解決の体制等を整備している。

当該要綱第11条第1項においては、「（発達障害者支援）センターは、（中略）苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。」とされているが、その構成員やそれを選定する手順については規定されていない。また、当該国の要綱を受けて策定した京都市発達障害者支援センター運営事業実施要綱においても同様である。

かがやきにおいて当初苦情申出窓口を設置した際の判断は資料がないため明らかではないが、苦情解決の体制を充実させるため、社会福祉法等に基づき障害福祉サービス事業等を行う社会福祉事業者が整備している苦情解決の仕組みの事例等に倣って第三者委員を設置したものと思料される。

したがって、第三者委員については、かがやきにおいて他の社会福祉事業者等が整備する仕組みに倣って設置したものであり、当該委員を選定した手順を記した公文書は作成も取得もしていない。

なお、審査請求人は審査請求書において、本件処分のお知らせに記載のある「法令等」がいかなる「法令等」であり、本当に存在するものであるのかを了知できないことから本件処分を取り消すべきであると主張するが、第三者委員の設置に当たって参考にした法令等を通知していないことを以て本件処分を取り消す必要はないものとする。

(4) 以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点はない。

5 審査請求人の主張

審査請求書及び反論書によると、審査請求人の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 処分庁は、本件決定通知書に於いて「第三者委員の設置は法令等に基づいて行っており」と書いているので、該当する「法令等」を記す公文書を本件請求文書として公開せよ。

(2) 又、本件決定通知書に於いて該当する「法令等」は書かれていないので、審査請求人は其れが如何なる「法令等」であるのか、抑々、本当に該当する「法令等」が存在するのかについて、了知する事が出来ず、其れ故に本件処分は行政手続法第8条1項に違反しており取り消さなければならない。

(3) 反論は口頭意見陳述※時に行う。

※ 行政不服審査法第31条に基づく口頭意見陳述を指す。

6 審査会の判断

当審査会は、処分庁の主張及び審査請求人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

(1) 本件請求に係る公文書について

本件請求は、かがやきに設置されている「苦情申出窓口」における第三者委員について、当該委員を選定する手順を記した公文書を求めたものである。

(2) 本件処分について

ア 処分庁は、発達障害者支援センター運営事業実施要綱（平成17年7月8日付け障発0708004号）の規定に基づき苦情申出窓口を設置しているが、当該要綱には、構成員の選定手順について規定されておらず、また京都市発達障害者支援センター運営事業実施要綱においても同様であり、本件請求に係る公文書は作成も取得もしていないと主張する。

また、第三者委員の設置に当たって参考にした法令等を通知していないことを以て本件処分を取り消す必要はないものと主張する。

イ 一方、審査請求人は、本件決定通知書において「第三者委員の設置は法令等に基づいて行っており」とされているので、該当する法令等を記す公文書が本件請求に係る文書として公開すべきであると主張する。

また、本件決定通知書において該当する法令等が具体的に記載されていないため、当該法令等を了知できないことから、本件処分を取り消すべきであると主張する。

ウ 当審査会において発達障害者支援センター運営事業実施要綱（平成17年7月8日付け障発0708004号）及び京都市発達障害者支援センター運営事業実施要綱を見分したところ、第三者委員の選定手順についての規定は認められず、また処分庁及び審査請求人の主張を踏まえても、他に公文書が存在すると確信するに足る事実も特に見いだせなかった。

したがって、当審査会としては、本件請求に係る公文書を作成、取得していないとの処分庁の主張に、特段不自然な点はないと判断する。

エ また、審査請求人は本件処分に係る決定通知書において、第三者委員の設置の根拠となる法令等が具体的に示されていないため、処分の理由付記に不備があり本件処分は取り消すべきであると主張する。

一般に、法令に行政処分に理由を付記すべきものとしている場合に、どの程度の記載をすべきかは、処分の性質と理由付記を命じた各法令の趣旨・目的に照らしてこれを決定すべきである。

京都市情報公開条例第10条第3項においては、実施機関が非公開決定をした旨の通知をするときは、当該通知にその理由を付記しなければならない旨を規定している。当該規定は、非公開理由の有無について実施機関の判断の慎重と公正妥当を担保してその恣意を抑制するとともに、非公開の理由を請求者に知らせることによって、その不服申立てに便宜を与える趣旨から設けられていると解される。

当審査会において本件処分に係る決定通知書を見分したところ、「公開請求に係る公文書を保有していない理由」欄には、確かに「第三者委員の設置は法令等に基づいて行っており」と記載され、当該法令等の具体的な名称までは示されていないことが認められた。しかしながら、当該欄には「選定する手順を記した公文書を取得、作成していない」とも記載されていることが認められた。

不存在による非公開決定処分においては、実施機関において請求に係る公文書を保有していない理由を具体的に示さなければならないが、この点において本件処分では「選定する手順を記した公文書を取得、作成していない」という記載によって具体的な理由が示されているものといえる。

したがって、当審査会としては、本件処分に係る決定通知書の理由付記について、処分を取り消さなければならない程度の不備があるとは認められないと判断する。

オ 以上から、当審査会は、本件請求に係る公文書が存在しないとする本件処分は妥当であると判断する。

(3) 結論

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(参 考)

1 審議の経過

令和5年 1月20日 諮問

2月20日 諮問庁からの弁明書の提出

10月27日 審査請求人からの反論書の提出

11月 8日 諮問庁の職員の口頭理由説明（令和5年度第7回会議）

12月27日 審議（令和5年度第8回会議）

※ 審査請求人から意見陳述の希望がなかったため、意見の聴取は行わなかった。

2 本件諮問について調査及び審議を行った部会

第1部会（部会長 北村 和生）